

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

○令和元年度から新体系による研修が開始。研修が**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分かれ、各研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件（※）が設定された。

※基礎研修：実務経験を満たすまでに2年以内であること。

実践研修：基礎研修修了後、過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験があること。

(令和5年6月30日告示改正により例外追加)

基礎研修受講開始日に、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件を満たし、指定権者に届け出た上で、基礎研修修了後、過去5年間に6月以上の個別支援計画作成の業務に従事したもの

更新研修：過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験があること、又は、現にサービス管理責任者等として従事していること。

(ただし、旧体系研修受講者は令和5年度末までは実務経験に関係なく更新研修の受講が可能)

○経過措置として、令和4年3月31日までに実務経験者が基礎研修修了となった場合は3年間はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置が可能。

また、平成31年3月31日までに旧サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者初任者研修講義部分を修了しているものは、令和6年3月31日までは現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているとみなされる（実務経験に関係なく更新研修が受講可能）。

